

(様式1)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>遵守状況自己説明書

[団体名：特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会]

[記載日： 令和5年12月20日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 特定非営利活動促進法並びに本会定款及び各種規定等を遵守して団体運営及び事業運営を行っている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 現在、佐久市社会体育施設を指定管理者として管理しているほか、その社会体育施設を使用して各種大会及び各種スポーツ教室を開催している。指定管理及び大会運営にあたっては、地方自治法をはじめ関係法令を遵守し指定管理業務仕様書に基づき運営している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 適切な団体運営及び事業運営については、年1回行われる通常総会で審査承認されているが、その内容については、事前に理事会において承認されている。 理事がその権限を適切に行使しているかという点については、年3・4回開催されている理事会に毎回監事の出席をいただき、会計帳簿の監査だけでなく理事の事業の執行状況についても監査していただいている。	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>現在、本協会定款に謳われている組織運営及びスポーツに関する基本方針（案）を策定したので、今後理事会の決定を受けて本会ホームページで公表していきたい。</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>現在、日本スポーツ協会等からのこのことに関する通知等は、その都度理事会等で周知しているが、暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス教育は行っていない。</p> <p>そこで、日本スポーツ協会等の推薦する暴力行為の根絶等に向けた冊子等を役職員に配付するなどのほか、日本スポーツ協会作成の「スポーツ現場におけるハラスメント防止動画」の視聴を促すなどして対応している。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>現在、指導者・競技者等に対しては、問題が発生した都度、日本スポーツ協会等からの通知等を周知した上で、暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス教育を行っている。</p> <p>そこで、日本スポーツ協会等の推薦する暴力行為の根絶等に向けた冊子等を加盟する全競技団体の指導者等に配付するなどのほか、日本スポーツ協会作成の「スポーツ現場におけるハラスメント防止動画」の視聴を促すなどして対応している。</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>本協会は、特定非営利活動促進法に基づく「NPO 法人会計基準」を遵守している。また、本協会定款に謳われている会計基準や本会財務規定等を遵守し、公平に行っている。</p>	

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>現在、公的助成の大きなウェイトを占めているのは、佐久市からの助成や指定管理料等であるが、これらは地方自治法をはじめ佐久市財務から佐久市社会体育施設37施設指定管理業務仕様書などを遵守し業務を行っている。</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>会計処理は、総勘定元帳等を会計ソフトで策定しているが、その他表計算ソフトで各伝票を確認した上で行っている。</p> <p>これら2つのソフトは別々の者が担当しており、他の者もこの伝票等をチェックした後、経理及び出納責任者の決裁を受けて行っている。</p>	

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>本会は、特定非営利活動促進法に基づく情報開示を行うほか、本会ホームページにおいても情報公開をしている。</p>	

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>組織運営に係る情報については、本会の概要や組織・役員名簿並びに事業報告や決算資料等を本会ホームページで開示している。</p>	

原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか
(ある場合は下欄に記述)

原則 ■ について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

原則 ■ について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

原則 ■ について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

原則 ■ について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)